

4 東日本大震災 東日本大震災からの復興

- 平成23年に発生した東日本大震災からの復興に向けて、令和3年度から5年間で「第2期復興・創生期間」として、林業・木材産業の復旧や復興に向けた木材の活用等が進展するとともに、海岸防災林の植栽等の復旧事業がおおむね完了。
- 一方、放射性物質の影響が残る地域におけるモニタリングや森林整備、しいたけ等原木生産のための広葉樹林の再生、しいたけなどの特用林産物の生産の再開・継続の取組などを引き続き実施。さらに、帰還困難区域等の森林整備を推進するため、令和8年度は森林作業ガイドラインを事業者に対し丁寧な周知・説明するとともに、モデル的な森林整備に着手。

■ 林業・木材産業の復興

- ・岩手、宮城、福島県の3県における素材生産や木材製品の生産は、震災前の水準に回復。
- ・地域の復興・再生に向けて、新たな木材加工流通施設等が稼働。

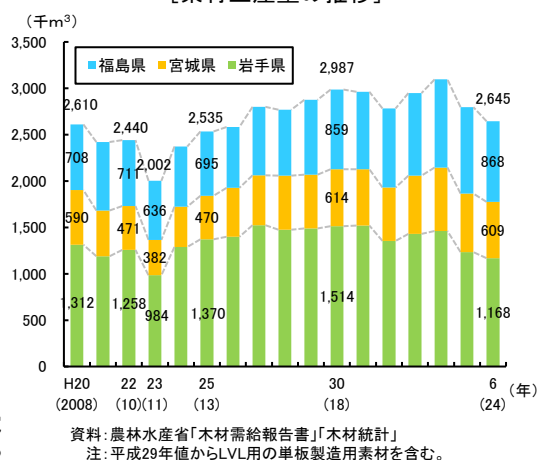


大規模集成材工場「福島高度集成材製造センター（FLAM）」が令和3年10月から稼働



木質バイオマス発電施設「飯館みらい発電所」が令和6年9月から稼働

〔素材生産量の推移〕



■ 海岸防災林の再生

- ・被災状況等に応じて、生育基盤盛土の造成等による機能の向上を図りながら、海岸防災林の生育を促す保育作業を実施。
- ・令和8年3月までに被災延長164kmのうち、163kmが植栽完了。



被災直後（左）と海岸防災林の再生（右）



生育基盤盛土の造成による機能向上

■ 原子力災害からの復興

▶ 森林の放射性物質対策

- ・放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とした、間伐等の森林整備と丸太を活用した土壌流出防止柵の設置などの放射性物質対策を一体的に実施（ふくしま森林再生事業）。
- ・しいたけ等原木生産のための広葉樹林の再生に向けた取組を推進（里山・広葉樹林再生プロジェクト）。
- ・森林作業ガイドラインに基づき、リスクコミュニケーション等を実施し、帰還困難区域等の森林整備を推進。

▶ 木材の安全証明体制の構築

- ・木材製品や加工施設の作業環境等に係る放射性物質の測定・分析を支援。
- ・製品等の放射性物質を自動で検知する装置の開発、施設への設置を支援。

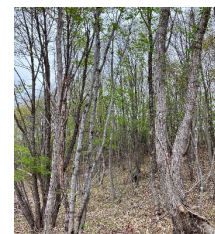


トラックスケール用検知装置



製材品等ライン用検知装置

〔里山・広葉樹林再生プロジェクト〕



原木林の成林 伐採後のぼう芽更新
20年サイクル

▶ 安全な特用林産物の供給

- ・菌床しいたけの生産は震災前の水準まで回復。
- ・令和3年から、きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された地域は、非破壊検査により基準値を下回ったものが出荷可能に。



非破壊式放射能測定装置



安全が確認されたまつたけ